

地方視学官の設置とその意義

The Establishment of the Prefectural School Inspector and Its Meaning

平 田 宗 史

Munefumi HIRATA

(1973年9月10日 受理)

はじめに

地方視学官制度が施かれたのは、明治32年6月から明治38年4月までの6年足らずである。年数的にみると、それは、非常に短期間である。しかし、この時期は、日本教育史上において、画期的な時期である。例えば、就学率において短期間に60%代から90%代へと飛躍した時期であり、又、中等教育制度が整備され充実してきた時期であり、さらに、天皇制教学体制の確立した時期でもある。これらに少なからず貢献したのが地方視学官であった。

本研究は、地方視学官制度の成立から廃止に至るまでの過程と、その日本教育史上の意義とを考察するものである。

(I) 地方視学官制度の設立

地方視学官の設立は、文部省において懸案の事項であった。そのことと、地方視学官制度が実現するまでの経緯を、その実現に努力した樺山文部大臣時代の文部次官であった奥田義人伝には、次のように書いてある。

「府県視学官制度 之は文部省に於て多年宿題として研究せられたるも当局屢々更迭したるのみならず財政の余裕無き為め之に關する予算を提出する事能はざりし由なるが、明治三十一年六月憲政黨内閣の下に尾崎行雄文相となり柏田盛文次官たるに当り人気を迎ふる為め急遽此制度を決定し之に關する予算を明治三十二年の予算に編入した。然るに尾崎文相は口禍に罹りて退官し犬養毅一時之に代はりて文相となりしも三十一年十一月には憲政黨内閣は互解し、山縣内閣組織せられたるも帝國議會開会の既に切迫し居る折柄とて予算の事項に付き新に攻究す

るの違無く前内閣に於て編成したるものを其儘踏襲して之を帝國議會に提出した。然るに議會就中貴族院に於ては議論百出したるに拘はらず免に角該予算は無事通過し、奥田氏就任の当時には地方官々制中に新に視学官を置き文部大臣之を進退するの制を加へんとする官制改正案並に其官等俸給令案も既に成りて内閣に提出中であった。」

この資料によると、地方視学官設立の動きは、樺山文部大臣就任以前からあったとある。事実、『牧野伸顯文書』の中に、その動きを証明する「府縣ニ学事専務官ヲ置クノ儀」という文書が残っている。

それは実現されなかったけれども、明治32年度予算案の中に、尾崎文部大臣は、地方視学官費を編入し、地方視学官の設置を議會に提出した。ところが、実現ならず、尾崎文部大臣は辞任しなければならず、犬養文部大臣に受けつがれたのである。犬養文部大臣も、又途中で退陣しなければならず、地方視学官設立問題は、樺山文部大臣に受け継がれることになったのである。樺山文部大臣は、その実現に奮闘努力したが、文部省原案通りには、実現出来なかったと、次の如く述べた資料がある。

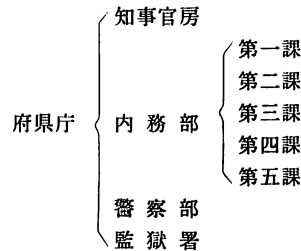
「府県視学官は、明治三十二年、樺山文相が非常な骨折を以て、新設されたものであった。同文相は、当初教育家の設を容れ、地方官制以外に、独立した視学官を、地方庁に設けることに務められたが、内務省と交渉の結果、遂に此の案は成り立たずして、視学官も、矢張り地方高等官の内に、加はることとなり、従来学務、農工商務、兵事、社寺及び戸口民籍を掌って居った第三課を独り教育学芸に關する事項のみ、掌ることにして、其の課長に視学官を宛てることになった。」⁽³⁾

文部省は、「各府県に、学務部と云ふものを置いて、それが学務部長で、視学官と云ふ高等官を一人置くと云ふことにして置きました⁽⁴⁾」、大蔵省、内務省の反対にあい、それが実現できなく、各道庁府県に一名の地方視学官を設置することにしながらも、内務部の一課である第三課長を兼務することにとどまったのである。

さて、地方視学官を設置するようになった理由は何か。衆議院予算委員会で、政府委員である寺田勇吉と柏田盛文は、次のように答弁している。先ず、寺田勇吉は、「地方視学官は本省に取りまして余程肝要と考へて居ります。其視学官を今置きますのは、今までの視学は、各府県に二名置いてございましたが、それは唯小学校の視学をすることになって、それが中学並に尋常師範学校、其他高等学校の視察が、欠けていますから、それを視察する為に設けましたのでございませ⁽⁴⁾」、次に、柏田盛文は、「先き寺田から申しました通り、師範学校或は中学校までも及ぼし、或は実業学校などは、十分監督をしなれば、国庫の補助もあることでありますから、それ等の監督視察と云ふものは、一日も措くことが出来ぬと云ふことで、今の学務部は置くことを止めても、是丈は置かなければならぬと云ふことから、茲に出したのであります」と言っているのである。寺田と柏田の言をまとめると、地方視学官設置理由は、各道庁府県に2～3名設置されていた地方視学は判任官であり、小学校教育の視察だけしか出来ないの、中等学校をも視察し、指導監督できる奏任官を設置する必要があったからであると言うのである。事実、明治30年代においては、就学率の向上とともに、中等学校の設立も著しく増大していたので

ある。そこで、文部省にとって、これを如何に指導監督するかは、重要な関心事の一つであったと見てよいであろう。

文部省は、地方視学官設置理由として、以上の様な点を挙げているのであるが、それが認められて、各道庁府県に各一名の地方視学官が設置されることになったのである。そこで、明治32年6月15日、『北海道庁官制中改正』⁽⁵⁾（勅令第252号）と『地方官官制中改正』⁽⁶⁾（勅令第253号）が、公布されたのである。これによると、「視学官ハ上官ノ命ヲ承ケ学事ノ視察其ノ他学事ニ関スル事務ヲ掌ル」のであり、「知事ノ命ヲ承ケ内務部第三課ノ課長ト為ル」のであった。因みに、当時の地方官庁の機構を図式化すると、次の通りである。



地方視学官は、地方官庁機構内では、第三課長にしすぎないが、官等は、奏任官であり、府県知事、内務部長に次ぐくらいの地位であった。地方視学官の俸給にしても、地方官庁内で、非常に高かった。地方視学官の俸給は、明治32年6月15日公布の勅令第256号を以て定められたのであるが、翌明治33年3月31日の勅令第93号を以て、それは改正された。他の官吏との比較する意味で、明治33年3月31日公布の『地方高等官俸給令』⁽⁷⁾を掲げると、次の通りである。

「地方高等官俸給令

第一條 地方高等官ノ年俸左表ノ如シ

| 等級 官名 | 一 級 | 二 級 | 三 級 | 四 級 | 五 級 | 六 級 |
|----------|-------|-------|------|-------|-----|-----|
| 知 事 | 三千六百元 | 三千三百元 | 三千元 | | | |
| 書記官 | 二千元 | 千八百元 | 千八百元 | | | |
| 警 部 長 | 千六百元 | 千四百元 | 千四百元 | | | |
| 視 学 官 | 千六百元 | 千四百元 | 千二百元 | 千円九百元 | 八百円 | |
| 参 事 官 | 千四百元 | 千円九百元 | 八百円 | | | |
| 典 獄 | 千二百元 | 千 円 | 九百元 | 八百円 | 七百元 | 六百元 |
| 島 司 | 千二百元 | 千 円 | 九百元 | 八百円 | 七百元 | 六百元 |
| 郡 長 | 千 円 | 九百元 | 八百円 | 七百元 | 六百元 | |

第二條 東京府、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、長崎県、新潟県、愛知県、宮城県、広島県、福岡県、及熊本県ノ知事、書記官、警部長、視学官、参事官及典獄ハ左表ノ加俸ヲ受ク

| 府 県 | 官 名 | 知 事 | 書 記 官 | 警 部 長 | 視 学 官 | 参 事 官 | 典 獄 |
|---------------------------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|
| 東京府、京都府、大阪府、 神奈川県、兵庫県 | | 四百円 | 四百円 | 四百円 | 二百円 | 二百円 | 二百円 |
| 長崎県、新潟県、愛知県、宮城 県、広島県、福岡県、熊本県 | | 二百円 | 二百円 | 二百円 | 百 円 | 百 円 | 百 円 |

第三條 内務大臣ニ於テ特ニ指定シタル地ノ島司及郡長ハ別ニ二百円ノ加俸ヲ受ク

附 則

第四條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年勅令第二百五十六号及明治二十九年勅令第十七号ハ之ヲ廃止ス

第五條 当分ノ内第二條ノ府県以外ノ書記官警部長ノ年俸ハ第一條ノ規定ニ拘ラス書記官ニ在リテハ千五百円警部長ニ在リテハ千円ヲ給スルコトヲ得

第六條 本令施行ノ際別ニ辞令ヲ受ケサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相当スル等級俸又ハ第五條ノ俸級額ヲ受ク但シ別ニ加俸ヲ受クヘキ者ニ在リテハ現ニ受クル俸級額中本令ニ定ムル加俸額ニ相当スル部分ヲ以テ其ノ加俸ト看做シ其ノ他ノ部分ヲ以テ等級俸ト看做ス

地方視学官は、一般に判任官の者が就任する一課長にしか過ぎないのに、奏任官であり、高給を得ていたのである。そして、「従来各府県の教育課長は教育の實際を知らない事務官か参事官が通りがかりの腰掛椅子に過ぎなかったが、この改正で教育家出身の教育課長が任命されるようになった⁽⁸⁾とあるように、明治32年6月15日公布の勅令第260号の『視学官及視学特別任用令⁽⁹⁾』によって、教育家出身の中からも、文官試験に合格しなくても、地方視学官に任用出来ることになったのである。『視学官及視学特別任用令』の中で、地方視学官に関する部分を抄出すると、次の通りである。

「第二條 道庁府県視学官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用スルコトヲ得

- 一 文部省視学官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
- 二 二箇年以上官立学校ノ学校長又ハ奏任教官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
- 三 三箇年以上師範学校長官立公立中学校長官立公立高等女学校長又ハ官立公立実業学校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
- 四 五箇年以上道庁府県視学又ハ郡視学ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
- 五 五箇年以上教育ニ関スル職務ニ従事シ現ニ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

第四條 第二條ニ規定シタル在職年数ハ本令施行

ノ際ニ限り其ノ半数ニ減スルコトヲ得」

これによって任命された初代の地方視学官の前歴をみるに、それは、次の図表⁽¹⁰⁾(一)の通りである。初代地方視学官の顔触れは、師範学校々長と中学校々長を合せると、26人であり、全地方視学官46人の中の半数以上である。第四高等学校、学習院、文部省の視学官を入れると、教職関係者で、地方視学官の五分の三以上を占めたのである。沢柳政太郎によれば、「当時有名

図表 (一) 初代地方視学官の前職名

| 前 職 名 | 人 数 |
|---------------------------|-----|
| 師 範 学 校 校 長 | 17 |
| 中 学 校 校 長 | 9 |
| 教 授 (帝国大学・高等学校・ 学習院) | 3 |
| 文部省官吏 (視学官・書記官・ 図書審査官) | 6 |
| 地方官吏 (参事官・書記官・属) | 8 |
| 不 明 | 4 |
| 合 計 | 47 |

な教育家が続々地方へ出て往った。例えば、ヘルバルト派の教育で有名になった湯原元一の如き、知事を凌ぐほどの人物が新潟県教育課長となって赴任した⁽⁶⁾とされている。このように、初代地方視学官には、教育関係者が多く任命されたのである。

地方視学官は、規定によると、「上官ノ命ヲ承ケ学事ノ視察其ノ他学事ニ関スル事務ヲ掌ル」ことを職務とするのである。地方視学官は、学事の視察と事務の両方を行なわなければならなかったのであるが、特に、当時、地方視学官が力を入れた点は、次のような点であったと言われている。例えば、京都府視学官であった本荘太郎は、「視学官として第一に着手したるは就学督励、学校設備、教員補充策の三なり⁽¹¹⁾」と明言している。これは、京都府視学官だけの問題ではない。その他の府県、又は、地方視学、郡視学等においても、重要な問題であったのである。そして、特に三つの中、就学率の向上が、重要な課題であったのであった。地方視学官設置に大きな役割を演じた樺山文相も、明治32年7月の第一回の地方視学官会議で、「学令児童就学を調査するに漸く百分の六十六余に過ぎず之れを歐洲各強國百分の九十以上にあるに比すべくも非らず去れば宜しく是等の点に注意して学令児童の就学比例増加を勉めざる可からず本大臣は明治四十年を期し尠くも百分の八十五以上を就学せしむるの計画⁽¹²⁾なり而して是れと共に更らに教員を増加せざる可らず」と演説しているように、就学率の向上が、緊急の課題であった。その為に、種々の方策がとられたのである。例えば、香川県視学官八重野範三郎は、「就学奨励の爲め奨励旗の法あり、先づ等を特別、一、二、三等に分ち就学比例九十五に達すれば特別旗を、七十五に達すれば四等旗を毎年度末に於て授与する規程なり⁽¹¹⁾」と、宮崎県視学官深井弘は、「就学の度合は六十六人なり、……是非八十七八迄、達せしめんと各町村長に諭達せられたる由にて、校舎の狭隘教員欠乏の故を以て督促を怠らず、半日学校の制を取るとも督促を厳にすべき旨を以てせられとなり」と、種々の方策を用いて、就学率向上に努めたのである。

就学率の向上にともない、樺山文相も述べているように小学校教員の補充も重要な問題であったのである。例えば、愛知県視学官浜野虎吉は、そのことを、次のように述べている。

「今日の教育不足は全国同一にして、愛知県の如きは殆んど千余人の不足あり。旧任地滋賀県の如きも然り。教員不足を補足するの策は、各府県の致々として經營せらるる所にして、手の届かざる所あるな

り。教員補充は実に今日の急務なり。此の急を告げしは日清戦争後就学児童数の著しく増加し爲めに学級も増し、学校までも増築せられたるに職由す⁽¹⁴⁾」

さらに、就学率の向上、教員補充と並んで、学校設備の充実が、地方視学官の重要な仕事であったことは言うまでもない。その結果、地方視学官の力だけによるのではないけれども、明治30年代において、就学児童数、学校数、教員数は、著しく増したのであった。

図表（二） 就学児童数、教員数、小学校数

| 明 治 | 就学児童数 | 教 員 数 | 小 学 校 数 |
|-----|-----------|---------|---------|
| 31 | 4,910,380 | 83,566 | 26,824 |
| 32 | 5,163,624 | 88,660 | 26,997 |
| 33 | 5,321,726 | 92,899 | 26,857 |
| 34 | 5,720,926 | 102,700 | 27,010 |
| 35 | 5,955,293 | 109,118 | 27,154 |
| 36 | 5,976,124 | 108,360 | 27,138 |
| 37 | 6,155,546 | 105,301 | 27,383 |
| 38 | 6,392,336 | 109,975 | 27,407 |
| 39 | 6,601,620 | 116,070 | 27,269 |
| 40 | 6,841,038 | 122,038 | 27,125 |

地方視学官は、学事の視察及び事務において、以上の三点に力を入れていたとみてよいが、その外、当時著しく発展していた中等学校の整備充実や、小学校教員の検定、小学校教科書の採定等においても、中心となって働いたのであった。

(II) 地方視学官の廃止問題とその費用の所管換え
文部省原案とは違ってたとは言え、前節で述べた地方視学官制度は、これまでの地方視学制度の改革に比べると、一般にジャーナリズムの評価は高かったのである。例えば、これまでの地方視学制度の改革について痛烈な批判をなしていた『教育時論』さえ、それについて次のような記事を載せている。

「教育社会の待ちに待ったる府県視学官官制は、愈々去る十四日、地方官々制中の改正を以て発表せられ、之に連関する諸法規は、勅令第二百五十二号乃至二百六十二号を以て公布せられたり。右規定に據れば、府県視学官は、教育学芸に関する事務の課長となり、従来の視学は之に隸属することとなり、視学官の官等俸給も、参事官と伯仲の間に居る事なれ

ば、先づ其当を得たるものと許して可ならん。又郡視学在在りては、小学校令第六十八條の規定を廢し其上府県税支弁の郡吏員となしたれば、従来の弊害を一掃して、将来は其職權に重きを加へん、今回発表の官制は、其発表の難澁ありしだけ、所謂大器晩成の譬に漏れず、比較的上出来の方なりと謂ふべし。今の行政組織に於て、地方庁が内務省に専属する限りは、唯り視学官を系統的に独立せしむることは、事実際に於て到底成し得べきことにあらざれば、吾等は先づ此官制を以て満足せざるを得ず。さるにても、一時困難を感じたる内務省及法制局の難關を斫り抜けて文部が視学官の新設の爲めに、地方官々制を改正するに至りたるは、流石は樺山文相の手腕にして従来の文部の夢想だも企及し得ざる所なりといふを憚らざるなり。然りとはいへども、良法必ずしも良結果を生せず、干將莫邪一に之を執るものの技倆に在り、吾等は、此制度の今後に於ける実行如何に刮目せん⁽¹⁵⁾」

明治32年6月の地方視学官制度に対する評価は、このように一般に高かったのであるが、しかしそれは、必ずしも全面的な賞賛ではない。前引した資料の中にも、「唯り視学官を系統的に独立せしむることは、事実際に於て到底成し得べきことにあらざれば」という文章が示しているように、理想は、地方視学官を一般行政から独立させることであった。これは明治20年代から、教育界又は、ジャーナリズム界に在った考えである。そこで、この立場からの地方視学官制度に対する批判が少しはあった。

しかし、その批判は地方視学官制度を一般行政から独立させ、存続しようとするものであった。ところが、明治34年9月には、地方視学官を廢止しようという動きが、政府部内に起つたのである。その経緯は、次の如くである。

「第十六議會開会に先ち、現政府は、行政財政兩整理の題下に、明治三十四年九月中旬某日の内閣會議に於いて、地方視学官廢止の議を決定せし由、早くも当時吾等の探知する所となりければ、之を朝野教育家に傳へ、其の無謀を訴へしに、学制研究会の如きは、直ちに其の會議を開き、時の同會長岡子爵を始め、伊沢、山県、波多野、湯本の諸氏を委員となし、先づ菊地文部大臣に質して、事の真相を審にし、而して大に為す所あらんと欲し、委員は直ちに文部大臣に向ひて、面会を求めけるに、文部大臣は一面大に當惑せしも、又他面之によりて力を得、首相藏相に交渉を重ねたる結果、同月二十七日の閣議に於

いて、地方視学官全廢の議を變じて、其の經費所管を、文部省より内務省に移すことに決したり⁽¹⁶⁾」

この資料によると、地方視学官廢止問題が、「行政財政兩整理」という理由で生じ、学制研究会、文部大臣等の反対によって、地方視学官費の所管換でそれをやっと食止めることが出来たのである。

しかし、ここで問題になるのは、地方視学官廢止問題が起つた理由は何かということである。前掲の資料では、その理由として「行政財政兩整理」が挙げているが、これは、表面的なものでしかない。本質的には、次の理由からだと思われる。すなわち、「地方視学官の挙げたる成績は、著しきものにして、各府県に於ける各種教育事業の設定より、就学児童の増加等、視学官設置以来、一般教育界の面目を改めたるは、事實の示す所なれば、今日は何人も其の好成绩を否定すること能はざるべし⁽¹⁶⁾」と、地方視学官の設置以来、地方の学事は、急速に、著しく振興したのである。しかし、「斯くの如く視学官によりて文部事業の挙げりたる事實は、又以て内務省大蔵省の忌む所、殊に教育に冷淡なる府県知事等の最も忌む所となり、視学官は県治全体を通観するの眼識なし、教育事業偏重の發達をこれ図り、爲めに健全円満なる県治發達の妨害をなすとなし、茲に知事等と内務大蔵兩省官吏との間に、視学官廢止の議起りたるが、蓋し視学官廢止論の起源なり⁽¹⁶⁾」とあるように、地方視学官の設置以来の急速な学事の發達を、地方長官、内務省、大蔵省等が忌み嫌い、それを地方視学官の所為と考へた。そこで、地方視学官廢止問題が起つた。又、他の資料は、地方視学官廢止問題が起つた理由として次のように述べている。

「茲に廢止説の一原因として、少しく耳新らしく感ぜられるものは、財政方面よりの隱微の故障に基くものなりと云ふこと是れなり。其の要を云へば、近來地方經濟の膨脹は非常にして其の停る所を知らず。而して其の膨脹の重なるものは教育費にして、町村費に対しても、殆ど常に其の過半を占む。蓋し是れ時世の然らしむるものなきにあらざるも、聊も視学官といふが如き、教育あるを知って他を顧みざる専門機関の特置に職由するものなり。若かず、地方財政整理の第一着として、先づ此の根本的火元を絶滅せんにはと⁽¹⁷⁾」

さらに、地方視学官廢止説が起つた当時の文部大臣であった菊地大麗は、次のように述べている。

「地方視学費は三十四年の夏行政整理の一端として之を内務省に移した之より先き府県の視学官は不要なりとの説が有つた。是は地方長官中に視学官が常

に熱心に教育上の施設を主張したのをウルサク思ひ之を厭悪するものも有ったり、又最初一時に五十名近くの視学官を命ずるので有ったから其人選に於ても皆宜しきを得ると云ふ訳に行かなかつた爲めに随分間違つたことを遣らふとした者も有ったりして、此不要説が起つたものと考へる⁽¹⁸⁾。

以上、地方視学官廃止問題が生じた理由を述べた資料を掲げたが、それをまとめると、結局、次の通りになると思われる。すなわち地方視学官が設置されて以来、就学児童の増大、それにとりもなり学校、教員の増加、中等学校の整備等によって学事の発展をきたしたが、それが地方財政の膨張をもたらし、地方財政を圧迫するというのである。そして、その原因を、文部省費で雇用された地方視学官の独走によるものとするのである。そこで、地方長官、内務省、大蔵省等から地方視学官廃止問題が起つたといふのである⁽¹⁹⁾。このようなことが起るのを事前から察していたのか、地方視学官の設置者である樺山文部大臣は、明治32年7月の第一回地方視学官会議で、次のように、演説し、地方視学官を注意しているのは興味深い。

「視学官は特立の官府にあらず故に外部に対し自己の名を以て行政の仕事爲すを得ず即ち視学官は行政事務に対して特立の権能なきものにして地方長官に対する補佐の任務は書記官参事官に異なることなし能く此意を体して他の補佐機関と一致協力して地方行政の発達を勉めずばある可からず而して地方の学事を一方より見れば大に進歩し又一方より見れば前陳の如く未だ爲すべき多くの事業あり故に地方長官を補佐して之れが遂行を図らざるべからず是れ地方視学官を設けられたる旨趣なり⁽¹²⁾」

又、樺山文相の下で地方視学官設置に努力した奥田義人は、次のように述べている。

「他日彼の大蔵大臣直轄の下に地方官中に収税長を置きたる当時と同じく地方官庁内軋轢を生じ地方行政の統一を缺くに至るべきを信じたりと雖も事既に右の如く運びてある今日如何ともするに由無く大体に於ては従来の成行に従ひ進行を計りたるも内務省との間に意見纏らざる事多く爲めに義人は双方の間に立ち調和を計り之を纏むるに頗る苦心したるも結局二ヶ月の後議を纏めて発表する事を得たり、然れども此制度は他日必らず廃止⁽¹⁾の運命を免がれざるは今日既に明瞭なりと信じたり」

二人の言葉を総合すると、地方視学官廃止問題は、地方視学官設置時から、将来、起ると予想されていたと思われる。

予想された地方視学官廃止問題が、明治34年9月起的たのであるが、それは、地方視学官費を文部省費から内務省費に替えることで、一応、落着いたのであった。

しかし、地方視学官費用が、文部省費から内務省費に替わつたことについて、「教育家政治家の間に、議論百出し⁽²⁰⁾」たのであった。例えば、「単に地方庁経費の支弁上、便利の爲め経費所轄を内務省に移すといふに過ぎざるが故に、頗る考究の価値なき軽易問題たるが如しと雖も、細かに之れを観察すれば、我が国普通教育の未来に関し、容易ならざる関係あるを発見すべし、地方視学官設置以来、学校の増設に、就学児童の督励に、その効績の顕著なるは、何人も首肯する所なり、而して視学官が此の効績を挙ぐることを得たる所以のものは、その奏薦任免俸給支給の実権（内務大臣も任免の奏薦に連署すれども）全く文部大臣の権内にありしを以て視学官はよく文部省の手足となり、従来文部省の方針実行の責を盡さしめしが、……明らかに視学官の性質を変更して純粋なる地方行政吏員と見做すものなり⁽²¹⁾」とか、政界・教育会の有力者によって組織された学制研究会は、満場一致を以て、「本会は視学制度の完成を期する爲め地方視学官の経費所管を文部省より内務省に移すことを否認す⁽²²⁾」と、決議したところもあつた。中には、極端な論として、「視学官は文部省の重要機関なり、否、文部省其の者は、元來視学督学の省と曰はんも誣言にあらず、斯の省にして若し視学官の廃止に同意すとせば、即ち是れ自滅に同意するものなり。故に文部省が、視学官廃止に同意せば、同省を廃止すべし、又視学官を内務省所管に移すと同意すとせば、寧ろ同省を廢して、内務省内に文部省を置くべし⁽²⁰⁾」と、明言している記事もある。さらには、地方視学官費所管替えについて賛成する意見もない訳でもないが、非常に少なかつた。このように、地方視学官費が所管替えになつたはなつたで、議論百出し、當時は、教科書事件と並んで重要な時事問題であつたのである。そこで、第六回高等教育会議においても、地方視学官経費の所管替えが問題となり、辻議員は、菊地文部大臣に、それについて質問したのであつた。これに対し、菊地文部大臣は、地方視学官経費所管替えの理由及び経緯を次のように答弁している。

「世間では真相を知らずして彼是言ひますることでありますが、是まで文部省の所管中の地方視学費を取りまして内務省所管の府県費の中に移すと云ふことに決定したのであります。而してどう云ふ理由でさう云ふことになりましたかと云ふことを御話し

しますと、今日の儘にして置いては始終不便であると云ふことから起ったのであります。其不便であると云ふのは第一に文部省の地方視学費は一本の項になって居ります。故に之を各府県に分配しますと極く僅になって居る。又全体に於ても僅なものでありまして例えば視学官を増給しやうと云ふ場合に於ても金の流用の利かぬ為めに増給することも出来ず、又賞与を与へたい場合に於ても賞与を与ふることも出来ず、同じ県庁にある所の他の職員にも増俸もあり、賞与を与へらる場合に於ても、視学官にはさう云ふことが出来ぬと云ふ場合もあるのであります。又反対の場合もあり、然るに内務所管府県費は大分大きなものになって居りまして、其中に這入りますれば十分に都合が能く附くことになるのであります。それが二つが別途になって居りまする故に、同じ県庁に奉職して居る者に対して権衡を失すると云ふ場合があります。又庁費其他に付ても同様なことでありまして、一方に於ては必要品が欠けて居っても之を買ふことが出来ないと云ふやうなこともあり、それから又所管が違って居りまする故に、会計上の帳簿と云ふものがそれぞれ皆二つに分れて居りますのであります。物品の帳簿も其通りであります。試に手数の掛ると云ふものがありまして、甚だ不便を来すと云ふ理由があるのであります、で同じ此等のものでありまして此の如き不便があります。

只今世間で色々の風説があると御説もありましたが、世間は随分文部省の視学官と地方の視学官とを混同して居る人さへもあるのでありますから、今の御話に付て一々弁明は致しませぬが、元来府県の視学官は地方官でありまして文部省の出張員ではない、文部省から地方に出張して居るのではなくて、地方官官制に載って居る地方官であります。又地方官官制に其職制も規定してあります。さうして府県知事の監督に属して居るのであります。それでありまして、是は其費用の出る所が文部省所轄の地方視学費でありまして、又内務省所管の府県費でありまして、此事柄に於ては従来と少しも違ふことはない。文部大臣は学事上地方長官監督の責任を有して居ることは是迄通りのことであります。文部大臣は是までも直接地方視学官に命令するのではなくして、地方長官を指揮監督するのでありますから事務に就ては従前と少しも変はる所はない。又此費用を移した為めに視学の事に付いて従前に比して遺憾あるべき筈はないと信じます。是迄も視学官の任命は文部内務両大臣の協議の上、其進退を上奏したことでありま

して、此等の關係に於ては此費用の所管が換りました所が、官制通則の改正のない以上は此等の上にて変はるべき筈はないのであります。それから随分色々な分らない説も聴込みましたが一々それ等を弁駁すべき場所でもなし、又其必要もないと考へますけれども、内務大臣の職制は神社地方行政衛生宗教と云ふやうな事務を管理するのである。教育学芸に関することは、文部大臣が管理して居るのであるから、視学官の費用を内務省の監督に移すならば、学事の監督も内務省に移さなければならぬ。地方視学費を内務省に移した為めに学事監督の任務も内務省に移るかの様に云ふ者もあるが、是は申上げる迄もないことでありますけれども、地方庁の中等三課のやうな学務のことは其経費は文部省の所轄ではない。けれども文部大臣は学事に就て地方長官を監督している。又之と同様に勸業のことは農商務大臣の監督に属して居りますけれども其費用は農商務省の所管ではない。勿論此等は諸君御承知のことでありまして、此地方視学の費用を文部省所管の地方視学費を廃して内務省の府県費に入れたことは前言ったやうな不便を省き行政整理の一端ともなる。之が為めに視学の事業に於ては少しも差支はない。唯其方が便利である。行政の整理になると云ふ点よりして此所管を移すと云ふことに致しましたのであります。⁽²⁴⁾

菊地文部大臣は、あるだけの知恵をしぼって、地方視学官費所管替えの特典及び理由を述べているけれども、それは、結局、地方教育行政における文部省の発言が弱くなったことを意味しており、又、反面では、内務省に対する地方教育行政の従属を強めたことをも意味しておるとみてよい。

地方視学官廃止説は、経費所管替えで一応落ち着いたのであるけれども、明治35年12月の教科書国定化の直接的な契機となった教科書事件に、多数の地方視学官が関係した結果、一応下火となっていた地方視学官廃止問題が、再燃したのであった。

「教科書事件以来、府県視学官廃止の噂はしばしば傳へられ、之に関して記したることも一再に止まらざるが、同官廃止問題はまたまた再燃し来れり、今其の確なる筋より聞きたる所なりといふに依れば、過般来文部内務大臣間に協議を重ねたる末、現在の視学官を廃止して、之に代ふるに各府県に於ける一高等官を以てし、此の高等官は学務課長として、其の地方庁の教育事務を執るのみならず、文部大臣監督の下に立ちて、従来視学官の担当したる、視学官

事務をも担当せしむる組織に改むることに内定せり」⁽²⁶⁾

このように、地方視学官廃止は、「常に政界の一部に於て唱導せられしが、殊に教科書事件以来、一層此の説を高め」⁽²⁷⁾、それが実現されることになったのである。

(Ⅲ) 地方視学官の廃止とその意義

明治38年4月19日の勅令第139号と第140号とによって、北海道庁官制の改正、地方官制の改正が実施され、地方視学制度の大改革が行なわれたのである。そして、これまで設置された地方視学機関の中、地方視学官が廃止されたのである。さらに、地方庁の事務は、四部に分けられ、教育学芸に関する事項と学事の視察に関する事項は、他の兵事に関する事項、社寺及宗教に関する事項、名勝旧蹟に関する事項、民籍に関する事項と一緒に第二部で取扱われるようになり、その部長は、「事務官ヲ以テ之ニ充ツ」ることとなったのである。これで、地方視学官も廃止され、又、地方教育行政も、高等文官試験に合格した事務官によって行なわれるやうになり、地方教育行政、地方視学ともに、内務行政に完全に従属することになるのである。

それでは、最後に、明治32年から38年まで設置された地方視学官は、日本教育史上、どのような意義を有していたのかを考察してみよう。先ず、その前に、地方視学官の特質をみてみよう。

(一)つは、明治32年6月、地方視学官設置当初は、その奏薦任免俸給支給の実権が文部大臣にあり、地方行政の実権をもっていた内務省から半独立していたと

いうことである。

(二)つは、その地方視学官が、地方官庁の第三課長を兼務し、地方教育行政(道庁府県)の実質的な最高責任者であったことである。

(三)つは、その地方視学官に、文官高等試験に合格しなくても、就任することが出来たことである。事実、地方視学官には、師範学校長、中学校長等の教育関係者から、多く任命されたのであった。

以上のような特質をもった地方視学官は、設置さるやいなや、その力を十二分に発揮し、就学率の向上、教員補充、学校の整備、中等学校の設立等に全力を盡したのであった。そこで、行政財政整理という名目で、地方視学官設置されて2年しかたっていないのに、その廃止しようという動きが出てきたのは、前述の通りである。地方視学官廃止問題が起ってきたことは、地方学事の普及・発展に大きな寄与をしたことを単的に表わしたものとみてよいであろう。事実、明治30年代においては、前述したように、就学率は60%代から90%代へ、短時日の中に向上し、それにとまなう教員、学校数の増大、さらに、中等教育の著しい普及があったのである。これらの学事の普及は、地方視学官一人の力によるのではないは言うまでもないが、地方教育行政における実質的な最高責任者であった地方視学官の力に負うところが大きいとみてよいであろう。その外、30年代に確立されたと言われている天皇制教学体制の確立のため、地方視学官は、府県の最高責任者として大きな役割を果たしたのであった。

(註)

- 1) 岡田明治著『嗚呼奥田博士』因伯社 大正11年 104~105頁
- 2) (国会図書館蔵)『牧野伸顕文書』
- 3) 「視学制度と学政大改革」(社説)『教育時論』第726号 明治38年6月15日 1頁
- 4) 「第十三議會視学官費予算委員会速記」『教育時論』第603号 明治35年1月15日 34頁
- 5) 『官報』第4785号 明治32年6月15日 229頁
- 6) 同上書 230頁
- 7) 『明治以降教育制度発達史』第4巻 1045~1048頁
- 8) 相沢 鯨著『日本教育百年史談』昭和27年 217頁
- 9) 『官報』第4785号 明治32年6月15日 233頁
- 10) 「道庁府県視学官の任命」『日本之小学教師』第1巻第4号 明治32年7月15日 66~68頁
- 11) 「府県視学官訪問要録」『日本之小学教師』第2巻第16号 明治33年5月15日 51頁
- 12) 「地方視学官會議」『教育時論』第514号 明治32年7月25日 19~20頁
- 13) 『教育時論』第526号 明治32年11月25日 32頁
- 14) 「濱野愛知縣視学官の小学校教育説」『日本之小学教師』第1巻第5号 明治32年8月15日 54頁
- 15) 「府県視学官々制の発表」『教育時論』第511号 明治32年6月25日 32~33頁
- 16) 「視学官問題」(社説)『教育時論』第652号 明治36年5月25日 2頁
- 17) 「視学官の廃止説」(社説)『教育界』第2巻第9号 明治36年7月3日 6頁

- 18) 前文部大臣秘書官田所美治編纂『九十九集 菊地前文相演述』19～20頁
- 19) 地方視学官廃止問題が起った理由としては、この外に次のことが考えられる。所謂内務部の第三課長にし過ぎない地方視学官が、課長は一般に判任官であるのに、高等官である奏任官であり、知事、書記官に次ぐ給料を得ていたから、他の官吏の妬を得、地方視学官廃止問題が起ったとも考えられる。例えば、それを証明する次のような資料がある。
- 「学務課は内務部の一課なるを以って、普通なれば、其の課長は判任官地位なるに拘はらず、視学官と学務課長兼務の為、学務課の課長は高等官にて、而も時としては、参事官、警部長等より高級の視学官なきにもあらねば、四辺の気受け甚だ宜しからず、感情並に執務上差支も少からず」（「府県視学官の経費所管換に就て」『教育時論』第594号 明治34年10月15日 30頁）
- 20) 前掲『教育時論』第652号 1頁
- 21) 茗溪会『教育』第22号 明治34年12月3日
- 22) 「視学官経費所管替に対する学制研究会の決議」（時事彙報）『教育時論』第597号 明治34年11月15日35頁
- 23) 坂部行三郎「地方視学官所管変更の得失」『教育時論』第595号 明治34年10月25日 7～8頁
- 24) 前掲『九十九集』106～113頁
- 25) 因みに、教科書事件に連座した者は、157名と言われている。その内訳は、下記の通りである。（教育学術研究会編纂『小学校事集』明治37年6月 35頁所収）
- | | |
|--------|-----|
| 知事 | 6 |
| 書記官 | 5 |
| 視学官及視学 | 70 |
| 学校長及教員 | 51 |
| 其他 | 25 |
| 計 | 157 |
- 26) 「視学官廃止問題」『教育時論』第652号 明治36年5月25日 26頁
- 27) 「視学制度廃止説に就て」『教育時論』第646号 明治36年3月25日 36頁
- 28) 『官報』第6537号 明治38年4月19日 721頁
- 29) 同上書 723頁